

2021年6月25日

株式会社ウオロクホールディングス  
代表取締役社長 本多 伸一 殿

ウオロク労働組合  
執行委員長 那須野 紀浩

### 入退店管理の運用に関する申し入れ書

ウオロク労働組合は、2021年5月28日付（人事通達 共 第21-3号）で、入退店時刻と勤務開始・終了時刻との差異を客観的にチェックする体制となったことにより、会社通知の運用ルールに則り、事業所内での労働組合の活動を行うため、下記の内容で申し入れを行う。

#### 記

1. 組合活動とは、職場集会（意見集約）、組合申請書類の記入や入力、資料等の配布や掲示、相談や面談を指す。
2. 事業所内において、打刻前・打刻後に15分を超える組合活動を行う場合は、事前に所属長へ活動時間、該当者、目的を必ず報告・申請したうえで行うものとする。
3. 勤務時間に組合活動はしない、組合活動は勤務時間外に行う。
4. 事業所内における円滑な組合活動が行えるように、各所属長並びに全組合員へルールの周知および徹底を行い、労使協力体制の元で運用することとする。

以上